1 独特の景観を演出している高崎干拓堤防（第１号）

◆ 諸元

	所在地	構造	規模	建設年
丙川三連樋門	岡山市藤田	煉瓦＋石樋門（アーチ）	径間 3.6m ＋ 3.0m × 2 連	1904（明治 37）年
大曲第一 ～ 第三樋門	岡山市藤田	煉瓦＋石樋門（アーチ）	径間 2.7m（第一、第二）、1.8m（第三）	1902（明治 35）年頃
奉還樋門	岡山市灘崎町西高崎	煉瓦＋石樋門（アーチ）	径間 2.7m × 2 連	1900（明治 33）年頃
片崎樋門	岡山市灘崎町西高崎	煉瓦＋石樋門（アーチ）	径間 1.8m	1900（明治 33）年頃
高崎干拓堤防	玉野市東高崎 ～岡山市灘崎町西高崎	石堤防	長さ約 600m（第一号）、 長さ約 2km（第二号）	1899（明治 32）年（第一号）、 1900（明治 33）年（第二号）

ができる個所は少ない。高崎干拓堤防のうち第一号だけが建設当初の姿を保っているが、ここも老朽化のためコンクリート堤防への改修工事が進められている。しかし、選奨土木遺産に選定されたことにより、湾の対岸にそびえる児島半島の山並みを背景に堤防が延々と続く、児島湾干拓地らしい独特の景観を守るため、干拓地側のみ表面に既存の石を再利用して積むことになった。オリジナルの堤防はなくなってしまうが、災害に対する安全性が高まるとともに百年にわたって慣れ親しんだ風景が守られることになった。

選奨土木遺産を契機にして

二〇〇六（平成十八）年度の選奨土木遺産に高崎干拓堤防のほか、明治期の樋門六基が一連の干拓システムとして認定された。煉瓦と石で構成される同干拓地最大の丙川三連樋門、通船機能も有していた二連の奉還樋門、岡山特産の花崗岩を多用した近代和風スタイルの大曲第一～三樋門と（旧）片崎樋門である。

近世以前から戦後に至るまで脈々と干拓が進められてきた児島湾干拓地には、今回の選奨土木遺産以外にも江戸期につくられた巨石樋門をはじめ数多くの農業土木遺構が現存している。しかし、残念なことに文化財に指定されているものは何一つない（片崎樋門が旧・灘崎町の文化財であったが、岡山市に吸収合併されたため、指定が解除された）。近年、選奨土木遺産に認定された後、国の重要文化財に指定される事例が見られるようになった。桜が植えられた高崎干拓堤防（第二号）は「桜堤」と呼ばれ親しまれている。また、地域住民を対象に干拓の歴史に関する勉強会が開催され、土木遺産を保存・活用する機運も高まっている。国指定文化財のお墨付きをもらい、児島湾干拓施設群を後世まで大切に守り続けてもらいたい。

5 位置図

参考文献

（一）服部長七畧傳（国立国会図書館所蔵「明治三十年 公文雑纂 四」）

（二）井上径重：児島灣開墾史附録開墾工事方法、岡島書店、一九〇三

（三）品川弥二郎関係文書6、尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会、山川出版社、二〇〇三

児島湾干拓施設群
―知られざる真実―

樋口輝久 HIGUCHI Teruhisa
正会員 博士(学術)
岡山大学大学院
環境学研究科 助教

2 大曲第二樋門　3 丙川三連樋門　4 「桜堤」と呼ばれている高崎干拓堤防(第２号)

闇に葬られた服部長七の活躍

藤田組による明治期の児島湾干拓(第一区・第二区)は、ムルデルの計画に基づき西洋技術を導入した世紀の大事業として、つとに知られている。しかし、この干拓事業に服部長七が関与していた事実はこれまでまったく知られていなかった。服部長七といえば、四日市港の潮吹き防波堤に代表される、〝たたき〟を用いた人造石工法の考案者である。

児島湾干拓は超軟弱地盤に堤防を築くという一筋縄ではいかない工事であった。技術顧問の笠井愛次郎は、土堤で干拓堤防を築こうとしたが、土を六、七割の高さまで盛った時点で、瞬く間に跡形もなく海中にのみ込まれてしまった。いくら関西財閥の藤田組とはいえ、多額の資金を海に捨てるようなまねは許されなかったのであろう。そこで、藤田伝三郎は農商務大輔、内務大臣を歴任した品川弥二郎に相談して、服部を紹介してもらった。品川は服部の技術力と人柄を見込んでいたパトロン的存在であった。

そして、地盤の改良工事を行ったうえで、服部の人造石工法を採用したが、児島湾干拓に関する各種の報告書には、服部長七の名前はおろか、人造石という言葉すら記載されていない。しかもすべてが笠井の功績によるもののような表現がなされている。その執筆者が笠井の関係者であったため、意図的に服部の名を出さないようにしたものかもしれない。学歴もない、職人あがりの「工事請負人」に対する大学出の技術者の意地でもあったのであろうか。唯一、明治三十二年一月に藤田が品川へ宛てた礼状に服部の名前が記されている。

干拓地の景観を守るために

困難の末に築かれた干拓堤防であったが、その後、前面の児島湾がさらに干拓されたり、堤防に沿って国道三〇号線が建設されたため、往時の姿をしのぶこと